

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の趣旨

定款附則に定める「基金の拠出者の権利に関する事項」につき、基金の償却期限を保険業法第55条第2項および基金拠出契約書に基づき明確化するものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次のとおり変更するものであります。

定 款 変 更 案

(下線は変更部分)

現行定款 附則	変更案 附則
<p>第1条（平成14年3月の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. 平成14年3月の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、<u>基金拠出契約締結後10年経過後の契約応当日</u>までに行う。</p> <p>2. <条文省略></p>	<p>第1条（平成14年3月の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. 平成14年3月の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、<u>保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約後10年経過後の償却期限の到来日</u>までに行う。</p> <p>2. <現行どおり></p>
<p>第2条（平成14年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. 平成14年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、<u>基金拠出契約締結後10年経過後の契約応当日</u>までに行う。</p> <p>2. <条文省略></p>	<p>第2条（平成14年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p>1. 平成14年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、<u>保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約後10年経過後の償却期限の到来日</u>までに行う。</p> <p>2. <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="225 304 798 376">第3条（平成20年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p data-bbox="225 432 798 589">1. 平成20年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、<u>基金拠出契約締結後10年経過後の契約応当日まで</u>に行う。</p> <p data-bbox="225 685 456 714">2. <条文省略></p>	<p data-bbox="828 304 1401 376">第3条（平成20年度の基金の拠出者の権利に関する事項）</p> <p data-bbox="828 432 1401 633">1. 平成20年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、<u>保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約後10年経過後の償却期限の到来日まで</u>に行う。</p> <p data-bbox="828 685 1086 714">2. <現行どおり></p>